

「医療提供体制の改革のビジョン」及び
平成14年3月医療部会意見書の進捗状況
について（第1回提出資料・関係部分抜粋）

「医療提供体制の改革のビジョン」及び平成14年3月医療部会意見書の進捗状況

項目	記載内容	進捗状況
<p>① 患者の視点の尊重 I 医療に関する情報提供の推進</p>		
<p>(1)医療機関情報の提供の促進 ① 広告規制の緩和</p>	<p>① 患者・国民のニーズを踏まえて、医療に関する広告の規制を今後も逐次緩和していく。</p>	<p>○ 平成16年1月に「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」をとりまとめ。 ・ 広告規制の緩和について、検査又は画像診断の方法、医療機器に関する事項、医療関係者が受けた教育や研修等に関する事項、看護師の専門性等について検討。 ○ 今後、医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等については、随時新たな資格名を追加。</p>
<p><医療部会意見書> 1医療における情報提供の推進 (2)広告規制の緩和</p>	<p>医療機関による広告の規制緩和については、今回は患者保護の観点から現行のポジティブリスト方式を前提とし、客観的で検証可能な事項については、原則として規制緩和することとした。具体的な項目については、別添(略)のとおりである。 なお、医療機関の広告については、基本的に、虚偽広告、誇大広告など患者にとって有害となるもの以外は規制を原則撤廃すべき(ネガティブリスト方式)という意見があった。 また、広告規制緩和の具体的な項目についての主な考え方は以下(略)のとおりである。</p>	<p>○ 平成14年3月に告示(医業・歯科医業又は病院・診療所に関して広告することができる事項)。</p>
<p>② 医療に関する情報の提供</p>	<p>② 患者・国民に対して、公的機関がインターネットを通じて客観的・検証可能な事項(広告可能な事項)を積極的に提供するとともに、医療機関、民間団体等も更に特色ある多様な情報の提供を推進する。</p>	<p>○ 社会福祉・医療事業団や、都道府県の公的機関により、引き続き医療機関に関する情報を提供。 ○ 平成16年1月に「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」をとりまとめ。</p>
<p><医療部会意見書> 1医療における情報提供の推進 (1)情報提供の在り方</p>	<p>患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報が、幅広く患者・国民に対し提供されることが望ましい。また、情報提供の手段としては、医療機関による広告に加え、広報、院内掲示、公的機関による情報提供などがあり、これらの手段が、それぞれの特性を踏まえ有効に活用されるよう、環境整備や内容の充実が図られるべきである。</p>	<p>・ インターネットによる情報提供の推進、民間団体等による情報の信頼性確保のための取組の推進。 ・ 医療の質をアウトカム(成果)で評価するための指標の研究の推進、アウトカムに係る情報提供の具体的方策の推進。</p>
<p>③ (財)日本医療機能評価機構の評価</p>	<p>③ (財)日本医療機能評価機構の評価について、平成18年度中に2000病院が受審する目標時期を平成16年度中に繰り上げ、国公立病院はもとより、民間病院の積極的な受審を促進する。</p>	<p>○ 平成16年7月末現在で、1,645病院が受審。平成16年度末までに2,000病院の受審目標を達成予定。 ○ 平成15年3月に受審促進を図る通知を发出。 ○ (財)日本医療機能評価機構のサーベイヤ－養成事業等に対して国庫補助。</p>
<p>(2)診療情報の提供の促進</p>	<p>① 診療記録については現在国会で審議されている個人情報保護法案では原則開示とされているが、さらに、診療情報の提供に関する仕組みを整備するとともに、診療記録の標準化や医療提供者に対する教育研修の推進などの環境整備に取り組む。</p>	<p>○ 平成15年5月に「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会報告書」をとりまとめ。 ○ 同年9月に診療情報の提供等に関して各医療機関において則るべき指針として「診療情報の提供等に関する指針」を策定。 ・ 患者の自己決定権を重視するインフォームド・コンセントの理念に基づく医療を推進するために診療情報の積極的な提供、患者の求めに応じた診療記録の開示を行うべきという観点から、同指針においては、患者等の求めに応じて原則としてカルテを開示することを求めており、現在その普及を推進中。</p>

<p><医療部会意見書> 1医療における情報提供の推進 (1)情報提供の在り方</p>	<p>患者の求めによる情報開示が重要であり、特に医療機関の有するカルテ、レセプト等の医療情報について開示の義務化を求める意見があったが、これに対しては、医療の公共性だけを理由に一律に情報開示を義務づけるべきではないという反対意見があった。 また、インフォームドコンセントの義務化についても議論すべきとの意見があった。 一方、情報提供の推進に併せて、患者の自己決定を支援する体制の整備、さらに患者の教育、意識啓発の必要性が指摘された。</p>	<p>○ 個人情報の保護に関する法律が平成15年5月に成立(平成17年4月施行) ・医療機関も個人情報取扱事業者として、その保有する患者の診療情報を原則として本人からの開示請求に応じて開示する法的な義務。 ○ 本年6月に検討会を設置し、医療機関等における個人情報保護の在り方について幅広く検討を行うとともに、ガイドラインの策定等を行うこととしている。 ○ 保険者におけるレセプト開示については、本人確認や診療上の支障の有無に係る医療機関への確認等を行った上で行うよう周知している。 ○ 平成15年9月に「診療情報の提供等に関する指針」を定め、医療従事者等が診療情報の提供等を行う際の留意点を示した。 ○ 電子的な診療記録(電子カルテ)の標準化を下記のとおり推進。 ・平成15年度末までに(財)医療情報システム開発センターにおいて、10分野の医療に関する用語・コードの標準化マスターを整備。 ・平成15年度及び平成16年度に厚生労働科学研究(医療技術評価総合研究事業)にて標準的電子カルテ開発に関する研究事業を実施。 ・「標準的電子カルテ推進委員会」において標準的電子カルテに求められる基本要件等について検討を進めており、平成17年3月までに一定の結論。</p>
<p>(3)根拠に基づく医療(EBM)の推進</p>	<p>① 平成15年度末までに、頻度が多く情報ニーズの高い優先20疾患(高血圧、糖尿病、脳梗塞、関節リウマチ、胃がんなど)について診療ガイドラインを整備する。 ② 平成16年度から、診療ガイドラインの整備された疾患について、医師等の医療従事者及び患者が求める情報を的確に提供するデータベースの運用を開始する。 ③ 引き続き、データベースの充実、診療ガイドラインの整備を進める。</p>	<p>○ 厚生労働科学研究費補助金にて学会等による診療ガイドラインの作成支援。 ・平成15年度までに20疾患のガイドライン作成。 ○ 診療ガイドラインとそれに関連する医学文献等をデータベース化し、公正で中立的な機関(財団法人 日本医療機能評価機構)によるインターネット等を利用した情報提供を平成16年5月より開始。 ・平成16年8月現在、医療提供者向けの4疾患について公開中。 ・一般向けの提供については同財団にて整備中。</p>
<p><医療部会意見書> 3根拠に基づく医療の推進</p>	<p>医療の質の向上を図るためには、地域の医療機関が容易に最新の医学情報を参照できるよう、EBM実践のための文献データベースや主要疾病の標準的診療ガイドラインが整備されることが極めて重要である。 これらの施策については、年次目標を定め、重点的な整備を進めることが肝要であり、患者が主体的に医療に参加する環境の整備のためにも重要である。</p>	<p>○ 今後とも診療ガイドラインの作成支援を一層進める。また、診療ガイドラインとそれに関連する医学文献等のデータベースについては、今後、段階的に情報を充実させていく予定。</p>

Ⅱ 安全で、安心できる医療の再構築

<p>① 医療安全推進総合対策の着実な実施、医療安全支援センターの設置</p>	<p>① 「医療安全推進総合対策」を着実に実施することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等における安全管理体制の確保、 ・ 医薬品・医療機器等の安全性の向上、 ・ 医療従事者の教育研修等の充実 <p>を行うとともに、平成15年度から都道府県・二次医療圏単位等において医療に関する患者・家族等の苦情や相談への迅速な対応等を行う「医療安全支援センター」の設置を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関等における安全管理体制の確保については、平成14年10月に医療法施行規則の一部を改正し、全ての病院及び有床診療所において義務付け。 ○ 医薬品・医療機器等の安全性の向上については、平成13年10月に開始された医療安全対策ネットワーク整備事業等で集められた情報を元に医薬品・医療機器メーカーに情報提供を行い、改善策等に結びつけている。 ○ 医療従事者の教育研修等の充実については、以下の通り推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度医師国家試験の出題基準において更に出題割合を引き上げ、 ・保健師・助産師・看護師国家試験出題基準を平成15年に改定し、医療安全及び人権の配慮に関する項目や感染防止及び薬剤の取扱いに関する項目を強化し、平成16年試験より適用。 ○ 医師臨床研修等における医療安全に関する修得内容の明確化については、平成16年度より始まった医師の臨床研修制度における到達目標の一つに位置付け。 ○ 医療安全支援センターの設置については、平成16年5月時点で全ての都道府県に設置されており、今後は保健所設置市区や二次医療圏単位の設置を促進。 ○ 医療機関内における診療行為に関連した患者死亡に対して、専門的、学際的なメンバーで因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業の実施(平成17年度概算要求)。 ○ 医療安全の確保に向け、新人助産師に対する十分な教育体制及び研修プログラムに基づく研修(新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業)の創設(平成17年度概算要求)。
<p>② 医療事故の発生予防・再発防止</p> <p>＜医療部会意見書＞ 6医療安全対策の総合的推進</p>	<p>② 医療に係る事故事例情報を収集分析し、医療現場にフィードバックすることによる医療事故の発生予防・再発防止のシステムを構築する。</p> <p>相次ぐ医療事故やその報道を通じて、医療に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況にある中、患者の視点を十分に踏まえ、国民に真に安心できる医療を提供するという観点から、関係者をあけて医療安全の推進に取り組むことが重要である。</p> <p>医療安全に関する今後の方針及び当面取り組むべき課題については、現在「医療安全対策検討会議」(座長：森亘日本医学会長)で総合的な検討が進められているところである。医療に対する国民の信頼回復のために、緊急の取組が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年10月より第三者機関(日本医療機能評価機構)による医療事故事例等の収集・分析・還元事業が開始される予定。 ○ 平成14年4月に医療安全対策検討会議において今後の方針及び当面取り組むべき課題を示した「医療安全推進総合対策」を取りまとめ。 ○ 現在は、本報告書の提言を踏まえ、医療機関における安全管理体制の強化、医療安全対策ネットワーク整備事業、医療安全支援センターの設置等の、総合的な医療安全対策を推進中。 ○ 平成15年12月には医療現場における安全管理対策の更なる推進への尽力を要請する厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール。